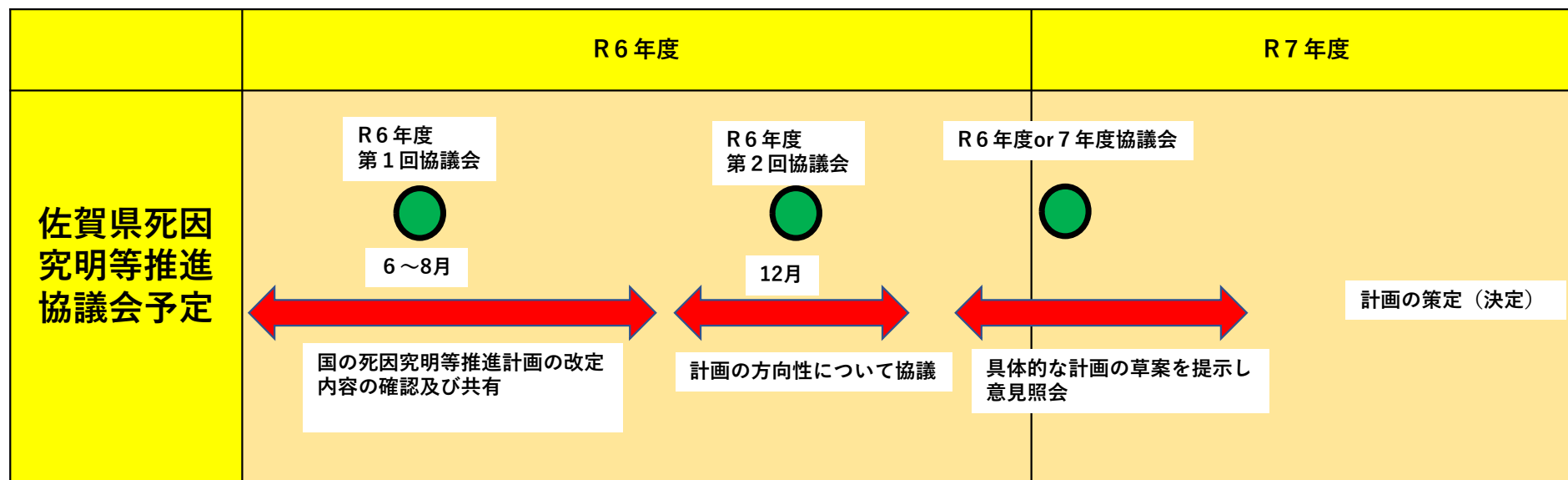


資料3

来年度以降の佐賀県死因究明等推進協議会の進め方について

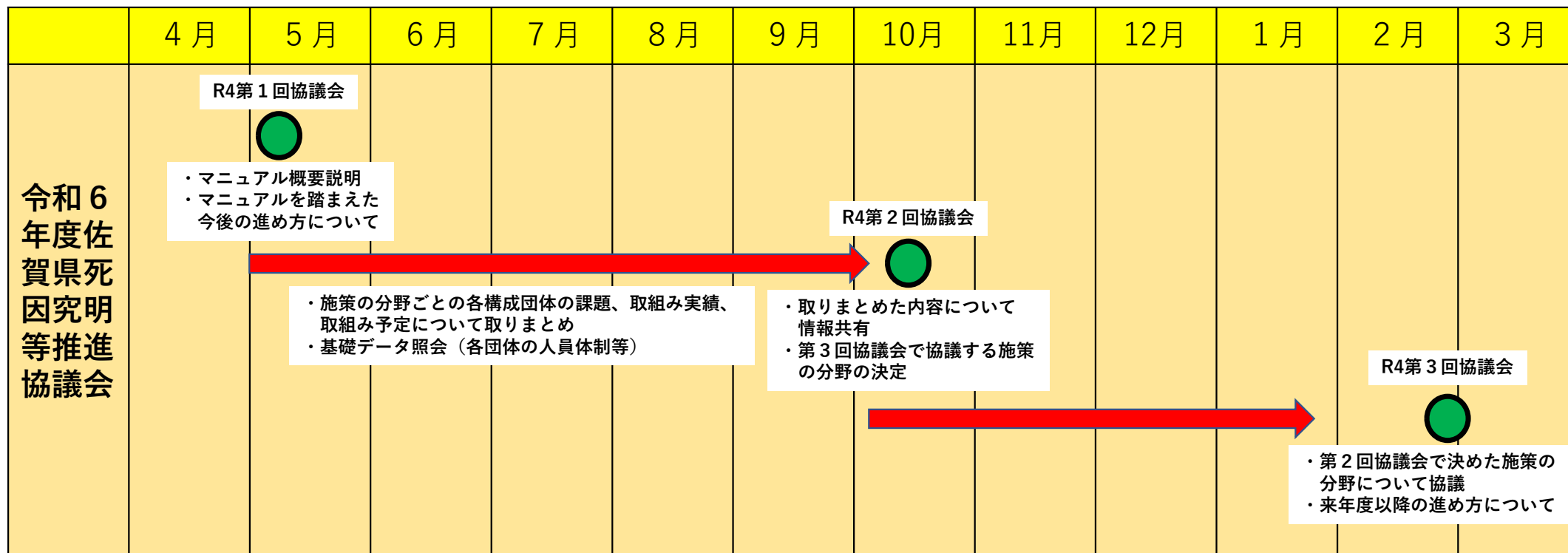


〔内容〕

- 令和6年度第1回：国の死因究明等推進計画の改定内容の共有（改定時期により変動の可能性あり）
- 令和6年度第2回：計画の方向性について協議
- 令和6年度or7年度：具体的な計画の草案を提示し、各団体からの意見照会及び協議を行う。

資料1

令和6年度佐賀県死因究明等推進協議会の進め方について



○第1回協議会

死因究明等に関し講ずべき施策について、項目の選定を各団体の実情等を踏まえ検討及び協議を行う。

○第2回協議会

令和6年度佐賀県死因究明等推進協議会の進め方について

○第1回協議会

・死因究明等に関し講ずべき施策について、「死因究明等推進基本法にて定められている9つの項目」とするか、「佐賀県において優先して取り扱うこととした分野2項目」に重点を置いて絞るのか、各団体の実情等を踏まえ検討及び協議を行う。

<死因究明等推進基本法にて定められている9つの項目>

- ①死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）
- ②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）
- ③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）
- ④警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）
- ⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）
- ⑥死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）
- ⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）
- ⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）
- ⑨情報の適切な管理（法第18条）

<佐賀県において優先して取り扱うこととした分野2項目>

- ①死因究明等に係る人材の育成等
- ②死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

○第2回協議会

・